

現行の介護報酬の「地域差」の仕組み

(1単位あたりの単価)

〈東京特別区に所在する介護保険施設の場合〉
 $10円 + (10円 \times 40\% \times 12\%) = 10.48円$

(算定の考え方)

- ・事業支出に占める人件費の割合は40%と設定
- ・人件費の地域差に係る指数は12%(国家公務員調整手当の支給率)
- ・物価水準等の物件費に係る地域差は一切考慮されていない

17

介護報酬の地域区分

地域区分	地域	
特別区	東京23区特別区	
待甲地	東京都	八王子市、武蔵野市、三鷹市、立川市、府中市、多摩市、昭島市、調布市、国分寺市、町田市、小金井市、小平市、国立市、日野市、東村山市、狛江市、福城市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市他
	愛知県	名古屋市
	京都府	京都市
	大阪府	大阪市、堺市他
甲地	兵庫県	神戸市、尼崎市他
	埼玉県	さいたま市
	千葉県	千葉市
	神奈川県	逗子市他
	大阪府	貝塚市、岸和田市他
	福岡県	福岡市
乙地	北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県他	札幌市、仙台市、所沢市、川崎市、船橋市、習志野市、小田原市、茅ヶ崎市、静岡市他
	東京都	東大和市、清瀬市、福生市、青梅市、羽村市、あきる野市、東久留米市、武蔵村山市
その他	すべての都道府県 その他の地域(都内は14市町村)	

18